

平成19年第4回阿波市議会定例会会議録（第4号）

招集年月日 平成19年12月20日

招集場所 阿波市議会議場

出席議員（21名）

1番 森本節弘	2番 江澤信明
3番 正木文男	4番 笠井高章
5番 児玉敬二	6番 松永 涉
7番 篠原啓治	8番 吉田 正
10番 木村松雄	11番 阿部雅志
12番 岩本雅雄	13番 稲井隆伸
14番 武田 矯	15番 月岡永治
16番 三木康弘	17番 香西和好
18番 出口治男	19番 原田定信
20番 三浦三一	21番 稲岡正一
22番 吉川精二	

欠席議員（なし）

会議録署名議員

3番 正木文男	4番 笠井高章
---------	---------

地方自治法第121条の規定により説明のため出席したものの職氏名

市長 小笠原 幸	副市長 野崎 國勝
収入役 光永 健次	教育長 板野 正
総務部長 八坂 和男	市民部長 洙田 藤男
健康福祉部長 秋山 一幸	産業建設部長 吉岡 聖司
教育次長 森口 純司	総務部次長 田村 豊
市民部次長 岡島 義広	健康福祉部次長 笠井 恒美
産業建設部次長 岩脇 正治	吉野支所長 岡村 清
土成支所長 佐藤 吉子	市場支所長 成谷 洋子
財政課長 遠度 重雄	水道課長 森本 浩幸
農業委員会局長 大西 利夫	

職務のため出席したものの職氏名

議会事務局長 藤 井 正 助

事務局主幹 平 岡 道 代

事務局長補佐 友 行 仁 美

議事日程

- 日程第 1 議案第 76 号 平成 19 年度阿波市一般会計補正予算（第 3 号）について
- 日程第 2 議案第 77 号 平成 19 年度阿波市国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）について
- 日程第 3 議案第 78 号 平成 19 年度阿波市老人保健特別会計補正予算（第 2 号）について
- 日程第 4 議案第 79 号 平成 19 年度阿波市介護保険特別会計補正予算（第 3 号）について
- 日程第 5 議案第 80 号 平成 19 年度阿波市水道事業会計補正予算（第 1 号）について
- 日程第 6 議案第 81 号 政治倫理の確立のための阿波市長の資産等の公開に関する条例の一部改正について
- 日程第 7 議案第 82 号 阿波市職員の給与に関する条例の一部改正について
- 日程第 8 議案第 83 号 阿波市国民健康保険税条例の一部改正について
- 日程第 9 議案第 84 号 阿波市重度心身障害者等に対する医療費の助成に関する条例の一部改正について
- 日程第 10 議案第 85 号 阿波市ケーブルテレビ施設整備工事（第 1 工区）変更請負契約の締結について
- 日程第 11 議案第 86 号 伊沢小学校大規模改造工事変更請負契約の締結について
- 日程第 12 議案第 87 号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について
- 日程第 13 議案第 88 号 阿波市金清自然環境活用センターの指定管理者の指定について
- 日程第 14 議案第 89 号 阿波市土柱自然休養村管理センター及び阿波市土柱休養村温泉の指定管理者の指定について
- （委員長報告・質疑・討論・採決）
- 日程第 15 発議第 5 号 割賦販売法の抜本的改正に関する意見書の提出について

日程第 16 発議第 6 号 原油価格の高騰に関する対策を求める意見書の提出について

日程第 17 常任委員会及び議会運営委員会の閉会中の継続審査及び調査について

午前10時01分 開議

○議長（三木康弘君） ただいまの出席議員数は21名で定足数に達しており、議会は成立いたしました。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の日程は、お手元に配付のとおりであります。

これより本日の日程に入ります。

~~~~~

- 日程第 1 議案第76号 平成19年度阿波市一般会計補正予算（第3号）について
- 日程第 2 議案第77号 平成19年度阿波市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について
- 日程第 3 議案第78号 平成19年度阿波市老人保健特別会計補正予算（第2号）について
- 日程第 4 議案第79号 平成19年度阿波市介護保険特別会計補正予算（第3号）について
- 日程第 5 議案第80号 平成19年度阿波市水道事業会計補正予算（第1号）について
- 日程第 6 議案第81号 政治倫理の確立のための阿波市長の資産等の公開に関する条例の一部改正について
- 日程第 7 議案第82号 阿波市職員の給与に関する条例の一部改正について
- 日程第 8 議案第83号 阿波市国民健康保険税条例の一部改正について
- 日程第 9 議案第84号 阿波市重度心身障害者等に対する医療費の助成に関する条例の一部改正について
- 日程第10 議案第85号 阿波市ケーブルテレビ施設整備工事（第1工区）変更請負契約の締結について
- 日程第11 議案第86号 伊沢小学校大規模改造工事変更請負契約の締結について
- 日程第12 議案第87号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について
- 日程第13 議案第88号 阿波市金清自然環境活用センターの指定管理者の指定について
- 日程第14 議案第89号 阿波市土柱自然休養村管理センター及び阿波市土柱休養

## 村温泉の指定管理者の指定について

○議長（三木康弘君） 日程第1、議案第76号から日程第14、議案第89号までを議題といたします。

以上の案件につきましては、各常任委員会に付託してありますので、各委員長の報告を求めます。

まず、総務常任委員会委員長松永渉君。

○総務常任委員長（松永 渉君） おはようございます。

議長のご指名がございましたので、総務常任委員会の審査結果と経過についてご報告を申し上げます。

本委員会は、去る12月13日に会議を開き、付託されました市長提出議案7件につきまして慎重に審査を行いました。

その結果、提出議案につきましてはいずれも原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、審査の経過であります。その内容の主なものについて簡単にご報告を申し上げます。

まず、議案第76号平成19年度阿波市一般会計補正予算（第3号）所管部分について、総務部関係として委員より、代替えの路線バスに係る契約と利用状況についての質疑がありました。これに対して理事者から、路線バスの便数は境目線が4往復、二俣線が5往復、土柱線が2往復の3線があり、市場と学を結ぶのが1日7往復で、利用者につきましては特に市場と学については学生が利用しており、土柱線については1日一、二名の利用者という実績であるとの答弁でありました。

また、県からの補助金がおけるといことで、利用者がほとんどない状態でも毎回走らせるというのはどうかと思う。福祉的な面からいうならば、利用する人に補助をすとか、バスの小型化を図るなどしたらどうか。燃料費や人件費も高くなっているの、内容を濃いものにするなど、節約に関して何か検討しているのかという質疑があり、理事者から、金額的な計算からするのであれば縮小するなどの方法もあろうかと思うが、県との関係もあり、それについては内部で協議会をつくり検討をすることにしたいとの答弁がありました。

次に、情報ネットワーク費に関して、今回工事請負費が減額の予算計上であり、また阿波市ケーブルテレビ施設整備工事（第1工区）変更請負契約の締結についての議案が提出

されているがこれについての説明と、また11月15日に、ケーブルテレビの工事に入っていた車が、香川県と阿波市との県境にかかる橋が崩落し高所作業車が落ち、まだ取り除きされていないと聞くがそういう処理はどのようにするのかとの質疑がありました。

これに対して理事者から、工事請負費の8億5,000万円の減額予算とケーブルテレビ施設整備工事の変更請負契約の締結議案とも密接に関連している。工事請負費の予算は当初30億3,650万円で、本年度市場、土成両町の整備工事並びにセンター工事などの歳出を見込んで計上していたが、今回の変更契約の追加分の額と今後の支払い予定額を算出したところ、今回予算を減額して工事を進めていくことが可能であると判断し、その分を減額させていただいております。また、変更契約については、各工区の契約ごとに最終出来高精算を含め、3月の議会の再度変更契約のお願いをさせていただきたいとの答弁でした。

また、大影の橋が崩落したためケーブルテレビ事業の関係車両2台が搬出できない状況になっているその後の経過については、いろいろな困難な状況であるが、谷におりる仮設道路がいいのか、あるいは仮設の橋を設置するのがいいのか、専門的な知識からも検討するとともに東かがわ市とも協議を重ねている。それから、下請の車が落ちたということで、かわりの車は元請の車で対応をしているという報告を受けているが、現在のところそのリース費用を市は請求されていないという答弁でありました。

次に、地方債の早期償還についてであります。早期償還の方法として減債基金しかないのか、また基金造成をした分の運用は何ですかとの質疑がありました。これに対して理事者から、減債基金から一般財源であり、今回は減債基金を充てているが償還金額によっては一般財源で、減債基金を取り崩しするかどうかについてはその時点で判断していきたいとの答弁でありました。また、減債基金と財政調整基金は使用できる部分が非常に幅が広く、金利自体の差額を考えれば、6%払うのであればもう少し安い金利部分のものに借りかえて早期償還をすればよいのではないかという質疑があり、理事者からは、阿波市は合併しているので、経常収支比率85%以上かつ財政力指数が0.5以下という条件もあり、対象となるものが限定されており、また借りかえするということは利息が浮いてくる分また借りかえし、その分利息を払わなければならない、これからの事業で借り入れしていくこともあるので、市側としてはできるだけ起債残高をふやさないようにと考えており、現在のところ借りかえは考えていないという答弁でありました。

次に、人事院勧告に伴う職員の給与改定について。阿波市の給与は改定前において既に

民間より高いのではないかと、どのようにして給与改定に至ったのかとの質疑がありました。これに対して理事者からは、国の人事院は民間企業の給与を調査し国家公務員の給与と比較して、給与で1,352円公務員が安くなっている。また、ボーナスについては、民間は4.51カ月分で、公務員は4.45カ月分であり、0.06カ月分少ないとの結果が出ている。阿波市の給与水準は国家公務員との給与比較であるラスパイレス指数が96.9であり、阿波市の給与総額を単純に職員数で割った平均は高くなるが、それについては阿波市の職員の年齢構成が高いので単純平均給与は高くなると考えられる。人事院のラスパイレス方式は、役職、年齢、学歴など、同じ状態で民間と公務員の給与を比較しており、市として人事院勧告を実施するかどうかについては、国の状況、県の状況を調べ、県下の市の状況を調査し、総合的に阿波市としての判断を行ったとの答弁でした。

これに対し委員から、阿波市の厳しい財政状況の中で人件費は増大しており、人事院勧告の内容を十分に精査せず勧告どおり決めるべきではないのではないかと。若い人の給料を上げるとは賛成だが、扶養手当などについては考えるべきではないのか。給料は労働の対価であり、給与改定を行うのであるから仕事はしっかりとしていただきたい。また、今回の人事院勧告は若い3級までの給与改定が主であり、年間かなりの職員が退職しており、何年か先では単純平均が下がってくると思うが、現在の給与状況だけで判断するのではなく、将来を考え、昨今公務員給与が上がっていない状況の中でことし人事院勧告が出され、県下の市の状況も調査しており今回の人事院勧告は行うべきであろうが、人事院勧告で市の給与を決めるのではなく、それを参考に市の実情に沿った給与を考えていかなければならないのではないかなどの厳しい意見がありました。

次に、議案第77号平成19年度阿波市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について、委員より、老人保健拠出金は国、県合わせて半分しかないのか、何かほかに返ってくるものはあるのかとの質疑がありました。これに対して理事者からは、療養給付費については国、県合わせて補助金は約50%であり、老人保健医療拠出金についても過去3年間の医療費の実績などにより確定され、これに対する補助金額も国、県で約50%くらいである。最終的には確定後の返納金及び償還金という形で精算するようになっているとの答弁でありました。

次に、議案第78号平成19年度阿波市老人保健特別会計補正予算（第2号）について、議案第81号政治倫理の確立のための阿波市長の資産等の公開に関する条例の一部改正について、議案第82号阿波市職員の給与に関する条例の一部改正について、議案第8

3号阿波市国民健康保険税条例の一部改正について、議案第85号阿波市ケーブルテレビ施設整備工事（第1工区）変更請負契約の締結について、以上5議案については、理事者より詳細な説明を受け、いずれも原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、総務常任委員会の審査の結果と経過の報告とさせていただきます。

その他詳しい内容につきましては、会議録を調製し、議長に提出しておりますので、事務局でご高覧ください。

以上、総務常任委員会の委員長報告を終わります。

○議長（三木康弘君） 以上で総務常任委員会委員長の報告を終わります。

ただいまから委員長報告についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三木康弘君） 質疑なしと認めます。

これで総務常任委員長の報告に対する質疑を終わります。

次に、文教厚生常任委員会委員長木村松雄君。

木村松雄君。

○文教厚生常任委員長（木村松雄君） おはようございます。

議長の指名がございましたので、文教厚生常任委員会の審査の結果と経過についてご報告申し上げます。

本委員会は、去る12月14日に会議を開き、付託されました4件について審査いたしました結果、付託案件についてはすべて原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、審査の経過の主なものについて簡単にご報告申し上げます。

まず、議案第76号平成19年度阿波市一般会計補正予算（第3号）所管部分について、福祉部関係として委員より、障害者自立支援給付費負担金が1,850万円減額の内容について質疑があり、当初予算を立てるときに見込みがどれくらいか立てにくかった。自立支援法の改正があり、19年度の実績に基づいて見込み生産ができるということで減額をした。利用率の給付が思ったより伸びなかったとの答弁でした。

生活保護総務費の返還金341万4,000円について、18年度での返還金なのかとの質疑があり、18年度の交付分について精査による返還金で、生活保護については医療費が一部あるので生活保護の中の約6割程度が医療費で出ている。医療費分について年度



は3月で切れても4月に支払うので、この分も余裕を持って組んでいるとの答弁でした。

次に、市民部関係として、委員より、資源ごみ売却金250万円の内容と状況について、また缶類を持ち帰っている人がいるがトラブルはないかとの質疑があり、業者から見積もりをとり、現在アルミ缶がトン当たり17万3,000円、スチール缶が3万3,000円です。主に重量からするとスチール缶が多いが、お金の割合からするとほとんどがアルミ缶です。ペットボトルは、阿波町のリサイクルプラザと吉野で資源ごみとして回収している。中を洗ってラベルも取ってあるものはキロ10円、清掃のできていないものはキロ5円でまとめて売却している。缶の持ち帰りについては、課員が市内をパトロール中に、アルミ缶を持ち帰っているのを見つけ次第注意はしている。2回目の方は阿波署に来てもらい、立ち会いのもとで二度と取らないようにということで、今までは注意で終わっている。

次に、議案第79号平成19年度阿波市介護保険特別会計補正予算（第3号）について、委員より、介護サービス等諸費と介護予防サービス等諸費の違いと、介護予防サービス費が減っている理由について質疑があり、介護予防サービスというのは介護認定の要支援1及び2の方が受けるサービスで、介護サービスというのはそれ以外の要介護1から要介護5までの認定をされている方のサービスの利用に対しての給付をするものです。

介護予防サービス費が減っているのは、介護サービス、介護予防サービスとも月額介護度ごとの1カ月の支給限度額が決まっている。介護サービスを利用されている方は主に限度額いっぱい使う方が多い。介護予防サービスの場合は週に1回とか2回で、限度額いっぱいまで使わないという方も結構いるので、そういうことで差が出てきているとの答弁でした。

次に、議案第84号阿波市重度心身障害者等に対する医療費の助成に関する条例の一部改正について、理事者より詳細に説明を受け、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第86号伊沢小学校大規模改造工事変更請負契約の締結について、委員より、合併特例債は耐震事業に使えないというのは県の答弁なのか、国に問い合わせをしたのかとの質疑があり、合併特例債については教育施設について充当できないか、財政課長と協議をしているが、合併に伴う学校の統合とかについては充当できるということだが、既設の学校それぞれに耐震補強とか改修については特例債は充てることはできないということで充てていないとの答弁でした。

以上、文教厚生常任委員会の審査の結果と経過の報告とさせていただきます。

その他詳しい内容につきましては、会議録を調製し、議長に提出しておりますので、事務局でご高覧ください。

以上でございます。

○議長（三木康弘君） 報告が終わりました。

委員長報告に対する質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三木康弘君） 質疑なしと認めます。

これで文教厚生常任委員会委員長の報告に対する質疑を終わります。

次に、産業建設常任委員会委員長の報告を求めます。

児玉敬二君。

○産業建設常任委員長（児玉敬二君） おはようございます。

議長の名指がございましたので、ただいまから産業建設常任委員会の審査の結果並びに経過についてご報告を申し上げます。

本委員会は、去る12月14日、全委員出席のもと会議を開き、付託案件の審査をいたしました。

案件は、補正予算2件、その他3件であります。

慎重に審査を行った結果、提出議案についてはすべて原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

次に、審査の過程であります、その内容の主なものについて概要を申し上げます。

議案第76号平成19年度阿波市一般会計補正予算（第3号）所管部分について、議案第80号平成19年度阿波市水道事業会計補正予算（第1号）について、及び議案第87号辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定についての3議案は、理事者より詳細説明を受け、委員全員異議なく、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第88号阿波市金清自然環境活用センターの指定管理者の指定について並びに議案第89号阿波市土柱自然休養村管理センター及び阿波市土柱休養村温泉の指定管理者の指定についての2議案を一括して議題とし、理事者より選定理由など詳細な説明を受けました。

委員より、重油の高騰で燃料に係る経費が次第にふえていることに関し、現在使用している温泉の湯を沸かすためのボイラー設備の耐用年数はいつまでなのか、またボイラー設

備を入れかえる時期に重油にかわり地元で出るチップなど木材を燃料にするのが環境に優しいと思うが、そのあたりの方針について質疑があり、理事者より、ボイラーの耐用年数は10年から15年だと思うので期間は十分に過ぎている。今のところ大きな故障箇所もなく、小さな修繕をしながら維持している状況である。まだ今後の方針は立っていないが、採算性、投資が必要な金額、人件費の増減、使用する燃料が安定的に手配できるのかなどの点を十分考慮し、今後引き続き勉強していきたいとの答弁でした。

また、委員より、土柱休養村の施設には、耐震診断の結果倒壊のおそれがある建物が存在するようであるが、耐震補強工事の予定はあるのかとの質疑があり、理事者より、今営業しているのは土柱温泉施設の部分だけであり、耐震診断では問題ないという結果が出ている。耐震診断での危険な箇所を含む部分については、現在のところ休止しているとの答弁でございました。

また、委員より、金清自然環境活用センターの指定管理者の選定に関し、財団法人である協会が施設の一部を所有している関係で公募ができないとのことであるが、今後も同様の形態でいくことになるのかとの質疑があり、理事者より、今現在民法の規定による財団法人の解散ができず、譲渡などにより市の所有にするなどの財産処分もできない状態である。本来なら公募が望ましいが、法的な問題などから従来どおりの指定管理者でいかざるを得なかったとの答弁でした。

続いて、委員から、平成18年度の入浴者数は、金清では約1万4,000の増加となっているが、入浴助成券など無料入浴者と有料の人の割合はどのようになっているのか、また土柱休養村の入場者数が減っているようだがどういった要因が考えられるのかとの質疑があり、理事者より、金清は37%が無料、63%が有料、土柱は34%が無料、66%が有料となっている。土柱の入浴者数の減少については調査もしたが、全体的に少し減っている状況で、市内外の同様の施設に客を奪われていること、食堂、宿泊関係を取りやめて温泉施設だけになっていることなどが影響しているのではないかと。また、今後定期的に研修会を開くなどして職員のサービス業に対する意識についてもなお一層の改善を努めたいとの答弁でございました。

以上、産業建設常任委員会における審査の経過並びに結果についての報告とさせていただきます。

その他詳しい内容につきましては、会議録を調製し、議長に提出しておりますので、事務局でご高覧ください。

以上でございます。

○議長（三木康弘君） 報告が終わりました。

委員長報告に対する質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三木康弘君） 質疑なしと認めます。

これで産業常任委員長報告に対する質疑を終わります。

以上で各常任委員会委員長の報告を終わります。

これより討論に入りますが、討論通告書が提出されておられませんので、討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決を行います。

議案第76号平成19年度阿波市一般会計補正予算（第3号）についてを採決いたします。

各常任委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三木康弘君） 異議なしと認めます。よって、議案第76号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第77号平成19年度阿波市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）についてを採決いたします。

委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三木康弘君） 異議なしと認めます。よって、議案第77号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第78号平成19年度阿波市老人保健特別会計補正予算（第2号）についてを採決いたします。

委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三木康弘君） 異議なしと認めます。よって、議案第78号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第79号平成19年度阿波市介護保険特別会計補正予算（第3号）について

を採決いたします。

委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三木康弘君） 異議なしと認めます。よって、議案第79号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第80号平成19年度阿波市水道事業会計補正予算（第1号）についてを採決いたします。

委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三木康弘君） 異議なしと認めます。よって、議案第80号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第81号政治倫理の確立のための阿波市長の資産等の公開に関する条例の一部改正について、議案第82号阿波市職員の給与に関する条例の一部改正について、議案第83号阿波市国民健康保険税条例の一部改正について、議案第84号阿波市重度心身障害者等に対する医療費の助成に関する条例の一部改正についてまで計4件を一括して採決いたします。

委員長の報告はいずれも可決です。委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三木康弘君） 異議なしと認めます。よって、議案第81号から議案第84号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第85号阿波市ケーブルテレビ施設整備工事（第1工区）変更請負契約の締結についてを採決いたします。

委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三木康弘君） 異議なしと認めます。よって、議案第85号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第86号伊沢小学校大規模改造工事変更請負契約の締結についてを採決いたします。

委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三木康弘君） 異議なしと認めます。よって、議案第86号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第87号辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について、議案第88号阿波市金清自然環境活用センターの指定管理者の指定について、議案第89号阿波市土柱自然休養村管理センター及び阿波市土柱休養村温泉の指定管理者の指定についてまで計3件を一括して採決いたします。

委員長の報告はいずれも可決です。委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三木康弘君） 異議なしと認めます。よって、議案第87号から議案第89号は原案のとおり可決されました。

~~~~~

日程第15 発議第5号 割賦販売法の抜本的改正に関する意見書の提出について

○議長（三木康弘君） 次に、日程第15、発議第5号割賦販売法の抜本的改正に関する意見書の提出についてを議題といたします。

提出者の趣旨説明を求めます。

松永渉君。

○6番（松永 渉君） 議長の許可を得ましたので、意見書の趣旨説明を行いたいと思います。

割賦販売法の抜本的改正に関する意見書の趣旨説明を行います。

現在、クレジット会社の審査の甘さから、年金暮らしの高齢者に対し支払い能力を超える大量のリフォーム工事、呉服などの次々販売が繰り返されたり、年齢、性別に問わずクレジット契約を悪用したマルチ商法、内職商法、その他の詐欺的商法の被害が絶えないところであります。

このようなクレジットを利用した悪質商法被害、過剰与信被害を防止するために、割賦販売法の抜本的な改正を求める意見書であります。ご賛同いただき、ご協力をお願いします。

なお、提出先はお手元に資料配付しているとおりでございます。よろしくをお願いします。

○議長（三木康弘君） 以上、説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三木康弘君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三木康弘君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決をいたします。

発議第5号割賦販売法の抜本的改正に関する意見書の提出についてを原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三木康弘君） 異議なしと認めます。よって、発議第5号は原案のとおり可決されました。

~~~~~

**日程第16 発議第6号 原油価格の高騰に関する対策を求める意見書の提出について**

○議長（三木康弘君） 次に、日程第16、発議第6号原油価格の高騰に関する対策を求める意見書の提出についてを議題といたします。

提出者の趣旨説明を求めます。

児玉敬二君。

○5番（児玉敬二君） 発議第6号原油価格の高騰に関する対策を求める意見書の提出について趣旨説明をさせていただきます。

最近の原油価格の高騰は、農業、運輸業、製造業などの経営が圧迫されているとともに、国民生活においても石油製品の価格動向が及ぼす影響は極めて大きいものがあります。

原油価格については、中国を初めとする各国の需要拡大、投機的資金の流入、一部産油国の不安定な政治情勢などが要因となり、高水準で推移しており、経済に与える影響が懸念されております。また、石油製品のたび重なる値上がりで、生活関連物資を中心とする

物価への波及は必然で、特に灯油については電気や水道と同様に生活に欠かすことのできないものとなっております。家計に及ぼす影響は大きいものがあります。また、重油については、施設園芸が盛んな阿波市の農家にとって死活問題ともなっております。

よって、国においては、原油価格の急激な高騰が経済や国民生活に及ぼす影響を最小限のものとするため、石油製品の安定供給の確保、適正価格の維持、元売業者への適切な指導、便乗値上げ防止への監視体制の確立、中小企業の経営安定のための諸施策の実施など、早急かつ強力に対策を講ずるよう強く要望するものであります。

以上の趣旨で、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたしたいと思っておりますので、ご賛同いただき、ご協力をお願いしたいと存じます。

なお、提出先はお手元に配付のとおりでございます。よろしくお願いを申し上げます。

○議長（三木康弘君） 以上、説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三木康弘君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三木康弘君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決をいたします。

発議第6号原油価格の高騰に関する対策を求める意見書の提出についてを原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三木康弘君） 異議なしと認めます。よって、発議第6号は原案のとおり可決されました。

~~~~~

日程第17 常任委員会及び議会運営委員会の閉会中の継続審査及び調査について

○議長（三木康弘君） 次に、日程第17、常任委員会及び議会運営委員会の閉会中の継続審査及び調査についてを議題といたします。

お手元に配付しました申し出書のとおり、各委員長から閉会中の継続審査及び調査の申

し出がありました。

お諮りいたします。

委員長の申し出のとおり、閉会中の継続審査及び調査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三木康弘君） 異議なしと認めます。よって、委員長から申し出のとおり閉会中の継続審査及び調査とすることに決定いたします。

これで本日の日程は全部終了いたしました。

閉会に当たりまして、市長からごあいさつがございます。

小笠原市長。

○市長（小笠原 幸君） それでは、閉会に当たりまして謹んでごあいさつを申し上げます。

本定例会は、12月3日に開会以来、本日まで18日間の長きにわたり開催されてまいりました。今議会に提案いたしました議案につきましては、慎重にご審議の上、全議案原案どおりご決議くださいますようお願い申し上げます。

本議会において賜りました貴重なご意見等につきましては、今後の市政運営に十分反映してまいりたいと考えております。また、提案いたしました議案の中で説明が十分でなく、議員の皆様にもいろいろご意見をいただきました。今後は事前に十分ご説明をするよう努めてまいりたいと思いますので、ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

また、この前の一般質問でお答えしましたように、市民の皆様との行市政に対する対話集会等につきましてはいろいろ準備を進めてまいりましたが、11月末現在の自治会長にご連絡を申し上げまして、2月の上旬に旧町村単位で4カ所で開催をするという予定でございますので、どうぞよろしく願いいたします。

さて、ことしも残すところ10日余りとなりました。これから冬本番を迎えることとなりますが、議員各位におかれましては、ご健康に十分ご留意をいただき、ご家族おそろいで2008年の輝かしい新年をお迎えになられることを心よりお祈りを申し上げます。

また、市勢発展のため、一層のご活躍をされますようお願い申し上げます。

また、本日は高速道路西日本株式会社高松支店の方に、高速道路の4車線化等の要望のため出張をいたしたいと思っております。本日、定例会終了後、開催されます会議に少しおくれるかもわかりませんが、午後に高松市の方に出張いたしますので、会が終わり次

第に皆さんのところに急いで帰ってまいりたいと思いますが、少しおくれるかもわかりませんが、ご理解くださいますようお願いをいたします。

それでは、皆様のご健勝をお祈りしながら、本定例会についてのご協力に心から厚く厚くお礼を申し上げまして、閉会のごあいさつといたします。ありがとうございました。

○議長（三木康弘君） これで本日の会議を閉じます。

以上をもちまして平成19年第4回阿波市議会定例会を閉会いたします。

ご苦労さまでございました。

午前10時42分 閉会

上記のとおり会議の経過を記載して、その相違ないことを証するためにここに署名する。

議 長

署 名 議 員

署 名 議 員